

## 令和2年 給与に関する報告及び勧告の概要

### 今回の給与勧告の特徴

#### 特別給（ボーナス）について、先行して勧告

- ・特別給（ボーナス）の年間の支給割合を0.05月分引下げ（年間4.50月→4.45月）  
※ ボーナスの引下げ勧告は10年ぶり
- ・月例給及び人事給与制度等に関する報告・勧告は、別途実施

### 1 民間給与の調査

新型コロナウイルス感染症の影響により、特別給に関する調査を6月29日から7月31日にかけて、実地によらない方法で先行実施

#### 【調査結果】

民間の年間支給割合 4.47月（本市現行：4.50月）

- ※ 昨年8月から本年7月までに支給された特別給で算出  
[昨年の民間の年間支給割合 4.51月（本市：4.50月）]

### 2 勧告の内容

民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当を年間で0.05月引き下げ、4.45月\*とすること。

- ※ 支給月数は0.05月単位としており、小数点以下第2位を二捨三入、七捨八入して算出

#### (1) 一般の職員の支給割合（月数）

		6月期	12月期	合計
令和2年度	期末手当	1.325（支給済み）	<b>1.275</b> （現行1.325）	4.45 （現行4.50）
	勤勉手当	0.925（支給済み）	0.925	
令和3年度	期末手当	<b>1.30</b>	<b>1.30</b>	4.45
	勤勉手当	0.925	0.925	

#### (2) 管理職員の支給割合（月数）

		6月期	12月期	合計
令和2年度	期末手当	1.125（支給済み）	<b>1.075</b> （現行1.125）	4.45 （現行4.50）
	勤勉手当	1.125（支給済み）	1.125	
令和3年度	期末手当	<b>1.10</b>	<b>1.10</b>	4.45
	勤勉手当	1.125	1.125	

- ※ 太字は、引下げ勧告の対象となる支給割合

### 3 実施時期

条例の公布の日

#### 【参考1】勧告どおり改定が実施された場合の行政職員の年収への影響

現行	改定後	増減	平均年齢
626万6千円	624万7千円	▲1万9千円	40.5歳

（令和2年4月から令和3年3月までの年収額）

<影響額>行政職員、消防職員、教育職員及び医療職員 約▲6億3千万円 [32,945人]

#### 【参考2】最近の特別給に関する勧告の状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
年間支給月数	4.15	4.00	4.00	4.00	4.00	4.15	4.25	4.35	4.45	4.50	4.50	4.45
増減月数	▲0.35	▲0.15	-	-	-	0.15	0.10	0.10	0.10	0.05	-	▲0.05

#### お問合せ先

人事委員会事務局調査課長 瓜本 英二 Tel 045-671-3343